

令和 3 年 1 月 14 日

太子町長 服 部 千 秋 様

太子町まちづくり審議会
会長 熊 谷 直 行



「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について（答申）

令和 3 年 1 月 14 日付太まち第 1389 号で諮問のあった標記のことについて、本審議会にて審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

本審議会では諮問された「太子町総合公園体験学習施設の使用料」について、体験学習施設に設置される多目的室 1 及び多目的室 2 の使用料は、他の施設の使用料を踏まえ、受益者負担の原則の観点から施設の維持管理費より設定されたものであり、適当であると考えます。

ついては、以下の意見を付して、原案のとおりとする。

- (1) 使用料については、使用状況等を勘案し適宜見直しを検討すること。
- (2) 利用しやすい環境の整備に常時努めること。